

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市ベンチャー企業等進出支援事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	本社機能施設等の市外からの移転を実施する事業者への移転移住支援及び市内のインキュベーションセンターの賃借料の一部を補助し、その事業活動を支援する。
補助事業者	ベンチャー企業、市外から市内に本社機能施設等に移転する事業者
補助対象経費	本社機能移転支援金、本社機能移転移住支援金、インキュベーションセンター賃借料補助金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	本社機能移転支援金：30万円/社、本社機能移転移住支援金：100万円（移住者が3人目以降1人当たり30万円まで5人上限）、インキュベーションセンター賃借料補助金：5万円を上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額および1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	本社機能移転年間3社、6名の移住、インキュベーションセンター賃料補助年間3社
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和3年11月19日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 移住交流推進課 暮らし・働く企画係
	（電話番号） 0259-67-7153（直通）